

2023-2024 年度国別研修「エジプト国 IT を利用した時間利用調査手法開発」  
研修委託契約 業務概要：

1. (1) 研修コース概要

国別研修「エジプト国 IT を利用した時間利用調査手法開発」

(2) 背景

エジプト国では中央動員統計局（Central Agency for Public Mobilization and Statistics: CAPMAS）が総合的に政府統計の整備を行っている。CAPMAS は、従来から人口・住宅センサス、経済センサス、家計調査をはじめとする各種政府統計の計画・実施・公表を行ってきたが、統計データの質が低く、貧困層の社会経済的特性を把握できていないなど、エジプト政府が公共政策を策定・決定・実施する上での課題となっている。このため、CAPMAS 職員の能力強化を通じて統計データの質を向上するための技術協力が我が国に要請され、技術協力プロジェクト「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」（2016 年～2019 年）が実施された。本プロジェクトの結果、精度が上がった 2017 年人口住宅センサスの結果は、計画省が開催した省庁・有識者による政策会議” Planning Egypt’s Future” の中で使用されるなど、確実に政策作りに反映されてきている。一方、市民の生活状況を把握し、ジェンダー差などの現状把握にも活用され、SDGs 指標に反映される統計データとしても実施が検討されている時間利用調査（日本では、「社会生活基本調査」として実施）については、2015 年に試行されたものの、技術的な課題があり、実施に至っていない。また、その他の統計調査についても、タブレットを活用した調査、オンライン回答、インターネット上でのデータの公表、GIS を用いた統計地図作成等、IT を活用した統計手法の導入が徐々に行われているものの、技術的な課題から進捗が鈍い。

このような背景から、2018 年 8 月にエジプト政府から我が国に対し、CAPMAS をカウンターパート（C/P）機関として、時間利用調査及び IT を使ったその他の統計調査手法についての我が国の知見と経験を共有し、エジプトにおける時間利用調査やその他の統計調査の効果的な実施に向けた人材育成を図ることを目的とする本事業が要請され、今次国別研修では、その要請に対応すべく、日本国内で技術研修を実施するものである。

(3) 案件目標

時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」）の計画・実施及び IT を活用した各種統計手法について、日本の取り組みを理解することで、CAPMAS によ

って時間利用調査が適切に実施され、統計データが SDGs 指標に用いられる等広く利活用されることを目的とする。

(4) 研修で達成される成果（単元目標）

- ・日本の時間利用調査に関する実務を理解する。
- ・日本や諸外国の時間利用調査の利活用を理解する。
- ・ITを使った統計手法を理解する。
- ・総務省統計局その他の省庁が行っている統計を用いた SDGs 指標への活用を理解する。

2 技術研修期間（来日）

2023 年 5 月 16 日から 2023 年 5 月 31 日まで（予定）

人数（予定）： 10 名（応募状況や選考の過程で変更の可能性あり）

研修対象国： エジプト

対象研修員： 中央動員統計局職員

使用言語： 英語（原則、JICA が研修監理員を手配して対応）

研修コース概要:

初日にプログラムオリエンテーション（研修概要 説明）を実施し、講義、発表、演習、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、内容改善のために研修員からの意見を聴取する。

3. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023 年 5 月初旬～2023 年 6 月下旬（事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務概要

以下の日本の事例が十分に参考になるように、講義内容や視察先選定などを工夫して研修を実施する。

- ・時間利用調査等の調査方法とフィールドワーク：  
時間利用調査・余暇活動調査（概要、収集方法、結果と今後の課題、学者による調査分析）、家計調査（概要とオンライン家計簿）、ジェンダー政策とジェンダー統計、SDGs、県庁における統計活動など。
- ・公的統計におけるビッグデータの活用、公的統計におけるデータサイエンス。  
現状と課題、具体例（POS データの活用、ウェブスクレイピング）。
- ・統計活動のための IT: 統計のためのオンライン調査システム、API・LOD (Linked Open Data システム) 実証、公的統計のための IT 環境とセキュリティ。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳、印刷業務を含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 19) 閉講式実施補佐
- 20) 研修監理員からの報告聴取
- 21) 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 22) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 23) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

以上 1)～23)については、研修途中で、諸般の事情でオンライン研修実施が必要になった場合に必要な手配・手続きを含む。

### (4) 研修受託上の工夫

研修効果が上がるよう、首都圏内において、適切な視察先を検討する  
(原則として日帰り可能地域とする)

## 4. 留意事項

(1) 参加意思確認公募にて委託機関を選定予定である。本案件は 2023 年度に 2 回、2024 年度に 1 回の計 3 回訪日研修を予定しており、今次業務受託機関に

対しては、上記の計3回の訪日研修実施を委託予定。

本件記載は、2023年度の第1回目研修に係るものである。

受託機関は前回2019年の研修を委託した公益財団法人統計情報研究開発センターを特定者とします。

(2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語-日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

(3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細は変更となる可能性があります。

(4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以上

様式 1

年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2023-2024 年度国別研修「エジプト国 IT を活用した時間利用調査手法開発」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

以上

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。  
※ サイズ：A4判 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

※ 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

提出日： 年 月 日

## 誓約書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役 殿

2023-2024 年度国別研修「エジプト国 IT を活用した時間利用調査手法開発」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項 について誓約します。なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代表者氏名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察 庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行って 6 いる。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上